

山LP協第51号
令和2年6月12日

各 位

(一社)山口県LPガス協会
会長 服部 典之《印略》

災害に強いLPガス業界を支える新保険制度 「LPライフNEO」ご加入のご案内について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本年3月6日付山LP協第173号にてお知らせいたしました標記、新保険制度「LPライフNEO」について、ご加入のご案内をいたします。

近年の自然災害は、激甚化、高頻度化し、大きな被害が多発しています。県内でも、平成30年5月から7月にかけての豪雨等による被害が激甚災害に指定される等、近年はほぼ毎年のように台風、豪雨等の被害が発生しております。

また、本県は地震が少ないといわれておりますが、山口県北部地震、芸予地震等も起こっており、さらには、南海トラフ地震等巨大地震の発生も予想されていますが、自然災害による被害の補償制度はありませんでした。

このような中で、今回、台風等の自然災害時、既存の事業者賠償責任保険制度とLPライフ制度では補償していない、自然災害を中心とした事故による物的損害等を補償する新保険制度「LPライフNEO（LPガス供給設備機器総合保険）」が本年10月1日から導入されます。

本制度は、事業者様が消費者宅に設置されているLPガスメーター・調整器等やLPガス容器（※）（LPガス容器は設置場所を問わない。）の台風等による土砂崩れや家屋浸水等による被害（水災は全損のみ補償。）、盗難等に備え、安全・安心をご提供できる制度として、多くご加入いただきたいと考えています。※LPガス容器はLPガス容器を補償対象とするタイプ（記の4.（1）参照）に加入した場合のみ保険の対象となります。

また、本制度は全国LPガス協会のスケールメリットを活かし低廉な保険料でご加入いただける内容になっており、LPガス賠償保険の消費者戸数を基にした保険料算出により、簡便な手続きを特徴としています。

つきましては、別添のとおり、「LPライフNEOのご案内」、「加入依頼書」及び「概算見積書（昨年のLPガス販売事業者賠償責任保険等のご加入内容を基に全事業者様向けに作成されました

ので、ご参照ください。）」をお届けします。

是非ともご加入いただきますようお願いいたします。（保険期間途中からのご加入

はできませんので、今回募集時にご加入ください。)

なお、LPライフNEOにつきましては、ご案内をご覧ください、手続きに誤りのないよう下記にご留意の上、8月3日(月)までに当協会宛にお申し込みください。

記

1. 保険期間

2020年10月1日午前0時から2021年10月1日午後4時まで

2. 保険の対象

LPガス事業者が所有する消費者宅設置の家庭・業務用（簡易ガス・バルク供給、工業用除く）のLPガスメーター、調整器（ホース含む）、供給管、LPガス容器（※）（LPガス容器は設置場所を問わない）

※LPガス容器はLPガス容器を補償対象とするタイプ（記の4. (1)参照）に加入した場合のみ保険の対象となります。

3. 補償の内容

(1) 基本補償

水災（全損のみ）、風災、落雷、盗難、火災・爆発（消費者宅設置以外のLPガス容器のみ免責5万円にて補償）、その他偶然の破損事故等、不測かつ突発的な事故によって、2の保険の対象に直接生じた損害を補償。

(2) オプション補償

基本補償で保険金が支払われる場合に発生するLPガス供給設備機器の回収費用、検査費用、廃棄費用について被保険者が実際に要した費用について支払限度額を限度に補償。

(3) 地震危険担保特約条項

基本補償の保険の対象となるLPガス供給設備機器を対象とし、保険期間中に日本国内で生じた次のいずれかに該当する損害を補償します。ただし、全損のみ担保します。

- ① 地震または噴火による火災、破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によって生じた損害
- ② 地震または噴火による津波、洪水その他の水災に追って生じた損害

- ③ 地震または噴火に追って生じた損壊（噴火によるか火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。）、埋没または流失の損害

4. 掛金

(1) 基本補償

- イ LPガス容器を除くLPガス供給設備機器（消費者宅に設置されたものに限る）

年間保険料＝50円×消費者戸数（ガスメーター数）

- ロ LPガス容器のみ（設置・保管場所は問わない）

年間保険料＝10円×所有本数（大きさ問わず）

(2) オプション補償

Aタイプ 2, 500円（1事故あたり支払限度額100万円）

Bタイプ 10, 000円（1事故あたり支払限度額500万円）

Cタイプ 20, 000円（1事故あたり支払限度額1, 000万円）

Dタイプ 100, 000円（1事故あたり支払限度額5, 000万円）

(3) 地震危険担保特約条項

- イ LPガス容器を除くLPガス供給設備機器（消費者宅に設置されたものに限る）

年間保険料＝140円×消費者戸数（ガスメーター数）

- ロ LPガス容器のみ補償（設置・保管場所は問わない）

年間保険料＝30円×所有本数（大きさ問わず）

5. 申込み期限 令和2年8月3日（月）（期日厳守）

6. 申込み方法

一般社団法人全国LPガス協会あての加入依頼書(別添)に必要な事項をご記入の上、(一社)山口県LPガス協会へ送付して下さい。

保険料は、次のいずれかの方法で納付して下さい。

- イ 直接現金を持参される場合は、加入依頼書を同時に提出する。

- ロ 別添の郵便局の払込用紙により送金し、加入依頼書を別送する。

なお、払込用紙の通信欄に賠償保険(付保証明料を含む。)、LPライフ及びLPライフNEOの金額を記入すること。

口座名 一般社団法人山口県LPガス協会

口座番号 01560-4-13617

- ハ 現金書留(加入依頼書を同封すること。)により送金する。

- ニ 銀行振込みをする場合は、次の預金口座に振り込み、加入依頼書を

別送する。

山口銀行 山口支店

口座名 一般社団法人山口県LPガス協会

口座番号 普通58259

西京銀行 山口支店

口座名 一般社団法人山口県LPガス協会 保険事業

口座番号 普通0284670

7. 加入依頼書記入上の注意事項

- (1) LPライフNEOのご案内の10頁から12頁の加入依頼書記載例をご参照下さい。
- (2) 消費者戸数、LPガス容器本数(自社所有のもの。)は、最近の会計年度末の実績として下さい。

個人情報の取扱いについて

今回の保険の申込みにあたりいただいた個人情報は、次の利用目的のために利用させていただきますので、よろしくお願いたします。

- ① 保険の申込者の管理のため
- ② 保険の支払いが生じた場合の連絡先
- ③ 各種統計のデータの利用
- ④ 共済金の支払いの確認のため
- ⑤ 協会会費の算定のため